



第88回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会当日にご出席の株主様への「お土産」はご用意しておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



場所

神戸市兵庫区西柳原町5番26号
当社本社 5階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件 |

目次

| | |
|-----------------|----|
| 第88回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | 6 |
| 事業報告 | 40 |
| 連結計算書類 | 54 |
| 計算書類 | 56 |
| 監査報告 | 58 |

(証券コード 4462)

2026年6月5日

株 主 各 位

神戸市兵庫区西柳原町5番26号
石原ケミカル株式会社
代表取締役社長 藤 本 昭 彦

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.unicon.co.jp/ir/library/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4462/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付時間：午前9時）
2. 場 所 神戸市兵庫区西柳原町5番26号
当社本社 5階会議室

3. 目的事項 報告事項

1. 第88期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ① 事業報告の「当社の業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- (3) インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (4) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱います。

以 上

◎当日、当社の役員および係員はクールビズにて対応させていただきますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

基本日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

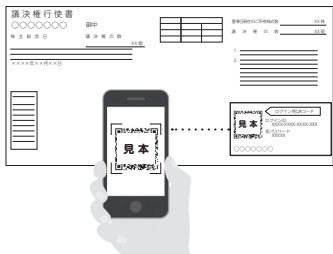
インターネット等および書面（郵送）と重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンをご利用の方

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

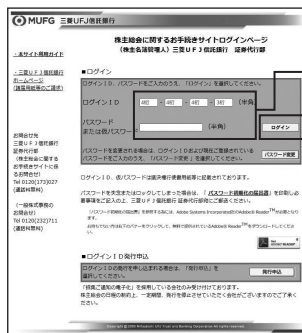
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



パソコン等をご利用の方

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などをご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

（議決権電子行使プラットフォームについて）

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

株主総会参考書類

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、業績に裏付けられた安定的で継続的な配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた弾力的な還元策を図るという基本方針のもと、経営環境と当期の業績を考慮し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

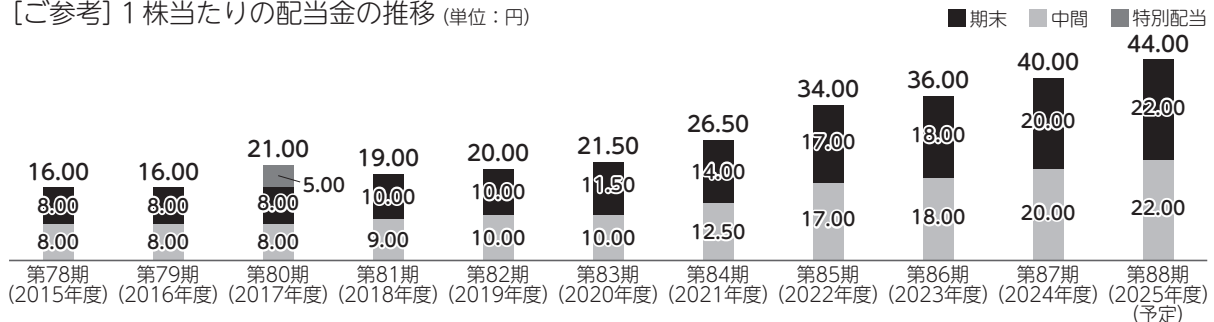
1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金22円
総額 300,642,826円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目およびその金額
繰越利益剰余金 1,300,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその金額
別途積立金 1,300,000,000円

[ご参考] 1株当たりの配当金の推移 (単位: 円)



※2021年10月1日付で実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴う影響を加味して遡及修正しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 地位および担当 | 属性 |
|-------|---------------|--|----------|
| 1 | ふじもと 藤本 昭彦 | 代表取締役社長 | 再任 |
| 2 | うちだ 内田 衛 | 常務取締役 キザイ株式会社 代表取締役社長 | 再任 |
| 3 | たにだ 谷田 豊 | 常務取締役 生産本部長 石原化美（上海）科技有限公司 董事長 兼 総経理 | 再任 |
| 4 | いうち 伊内 祥哉 | 常務取締役 開発本部長 石原化美（上海）商貿有限公司 董事長 石原化美（上海）科技有限公司 董事 | 再任 |
| 5 | すみ 住 勝哉 | 取締役 管理本部長 兼 経理部長 兼 IR室長 石原化美（上海）商貿有限公司 監事 石原化美（上海）科技有限公司 監事 | 再任 |
| 6 | いとう 伊藤 善隆 | 取締役 営業本部長 兼 第五営業部長 | 再任 |
| 7 | ありはら 有原 邦夫 | 社外取締役 | 再任 社外 独立 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-----------|---|---|----------------|
| 1 | ふじもと あきひこ 藤本 昭彦 (1961年8月31日生) 再任 | 1985年4月 当社入社 2017年4月 同 マーケティング部長 2020年4月 同 理事 新規事業推進部長 2022年4月 同 執行役員 新規事業推進部長 2023年6月 同 取締役 新規事業推進部長 2024年6月 同 代表取締役社長 兼 新規事業推進部長 2025年4月 同 代表取締役社長 2025年6月 同 代表取締役社長 兼 営業本部長 2026年4月 同 代表取締役社長 (現任) | 23,100株 |
| | | 【取締役候補者とした理由】 藤本昭彦氏は、営業及びマーケティングに関する豊富な経験を有し、その経験と知見を活かすことにより、当社の企業価値向上に向け、経営課題の実現を図ることを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | |
| 2 | うちだ えい 内田 衛 (1962年9月3日生) 再任 | 1986年4月 当社入社 2010年4月 同 第二研究部長 2011年10月 同 執行役員 第二研究部長 2013年6月 同 取締役 第二研究部長 2016年5月 同 取締役 開発本部長 兼 第二研究部長 2019年6月 同 常務取締役 開発本部長 2023年5月 同 常務取締役 開発本部長 兼 キザイ株式会社 取締役 2024年5月 同 常務取締役 兼 キザイ株式会社 代表取締役社長 (現任) | 33,300株 |
| | | 【取締役候補者とした理由】 内田衛氏は、経営者としての経験と技術・製品開発に関する豊富な経験を有し、事業成長と企業価値向上に向け、経営課題の実現を図ることを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-----------|--|--|--|
| 3 | <p style="text-align: center;">たにだ ゆたか 谷田 豊</p> <p style="text-align: center;">(1966年12月9日生)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 50px; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div> | <p>1985年4月 当社入社 2013年4月 同 滋賀工場長 2016年10月 同 執行役員 滋賀工場長 2017年6月 同 執行役員 生産本部長 兼 滋賀工場長 2019年6月 同 取締役 生産本部長 兼 滋賀工場長 2025年6月 同 常務取締役 生産本部長 兼 滋賀工場長 2025年9月 同 常務取締役 生産本部長 兼 滋賀工場長 兼 石原化美(上海)科技有限公司 董事長 兼 総経理 2026年4月 同 常務取締役 生産本部長 兼 石原化美(上海)科技有限公司 董事長 兼 総経理(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 谷田豊氏は、経営者としての経験と生産部門での豊富な経験を有し、その経験と知見を活かすことにより、当社の企業価値向上に向け、経営課題の実現を図ることを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | <p style="text-align: center;">14,700株</p> |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-----------|--|---|----------------|
| 4 | <p style="text-align: center;">いうち しょうや 伊内 祥哉</p> <p style="text-align: center;">(1979年7月1日生)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; margin: 0 auto; padding: 2px;">再 任</div> | <p>2002年4月 当社入社 2019年4月 同 第二研究部長 2021年7月 同 執行役員 第二研究部長 2023年5月 同 執行役員 開発本部副本部長 兼 第二研究部長 2024年5月 同 執行役員 開発本部長 兼 第二研究部長 2025年6月 同 取締役 開発本部長 兼 第二研究部長 兼 石原化美(上海)商貿有限公司 董事長 2025年9月 同 取締役 開発本部長 兼 第二研究部長 兼 石原化美(上海)商貿有限公司 董事長 兼 石原化美(上海)科技有限公司 董事 2026年4月 同 常務取締役 開発本部長 兼 石原化美 (上海)商貿有限公司 董事長 兼 石原化 美(上海)科技有限公司 董事(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 伊内祥哉氏は、技術・製品開発に関する豊富な経験を有し、その経験と知見を活かすことにより、事業成長と企業価値向上に向け、経営課題の実現を図ることを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | 4,100株 |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-----------|---|--|----------------|
| 5 | <p>すみ かつや 住 勝哉</p> <p>(1975年1月20日生)</p> <p>再 任</p> | <p>2000年 5月 当社入社</p> <p>2019年 4月 同 経理部長 兼 IR室長</p> <p>2020年 4月 同 経理部長 兼 IR室長 兼 石原 化美（上海）商貿有限公司 監事</p> <p>2023年 4月 同 理事 経理部長 兼 IR室長 兼 石原化美（上海）商貿有限公司 監事</p> <p>2024年 5月 同 執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長 兼 IR室長 兼 石原化美 （上海）商貿有限公司 監事</p> <p>2025年 6月 同 取締役 管理本部長 兼 経理部長 兼 IR室長 兼 石原化美（上海）商 貿有限公司 監事</p> <p>2025年 9月 同 取締役 管理本部長 兼 経理部長 兼 IR室長 兼 石原化美（上海）商 貿有限公司 監事 兼 石原化美（上 海）科技有限公司 監事（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 住勝哉氏は、財務・会計、IR等管理部門に関する豊富な経験を有し、その経験と知見を活かすことにより、当社の企業価値向上に向け、経営課題の実現を図ることを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | 6,500株 |
| 6 | <p>いとう よしたか 伊藤 善隆</p> <p>(1971年7月29日生)</p> <p>再 任</p> | <p>1997年 9月 当社入社</p> <p>2019年 4月 同 第五営業部長</p> <p>2023年 4月 同 理事 第五営業部長</p> <p>2025年 6月 同 取締役 営業本部副本部長 兼 第 五営業部長</p> <p>2026年 4月 同 取締役 営業本部長 兼 第五営業 部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 伊藤善隆氏は、営業に関する豊富な経験を有し、その経験と知見を活かすことにより、当社の事業成長と企業価値向上に向け、経営課題の実現を図ることを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | 4,700株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|--|---|----------------|
| 7 | <p style="text-align: center;">ありほら くに お 有原 邦夫</p> <p>(1948年5月24日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任 社 外 独 立</p> | <p>1976年4月 日本経営システム株式会社入社 2007年6月 同社 退職 2007年6月 株式会社アリハラマネジメント 代表取締役社長（現任） 2016年6月 当社取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 有原邦夫氏は、経営コンサルタントとしての幅広い見識や豊富な経験を有し、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | 0株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 有原邦夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 有原邦夫氏の当社の社外取締役ににおける在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
4. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2026年3月31日）現在の株式数を記載しております。
5. 当社は、有原邦夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、有原邦夫氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が社外取締役に選任された場合、同氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等の損害を填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになり、また、当該保険契約は任期中に同内容で更新される予定です。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告（48頁）に記載のとおりであります。

(ご参考) 取締役(予定)のスキルマトリックス

| 氏名 | 地位 | 性別 | 専門性・経験 | | | | | | | | |
|-------|------------------|----|--------|--------------------|-----------------|---------------|------|---------------|------------------|---------------|----------------------|
| | | | 企業経営 | 営業 ・ マーケティング | 技術 ・ 研究開発 | 製造 ・ 品質 | 海外事業 | 財務 ・ 会計 | 法務 ・ リスク管理 | 人事 ・ 労務 | ESG ・ サステナビリティ |
| 藤本 昭彦 | 代表取締役社長 | 男性 | ○ | ○ | | | ○ | | | | ○ |
| 内田 衛 | 常務取締役 | 男性 | ○ | | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 谷田 豊 | 常務取締役 | 男性 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| 伊内 祥哉 | 常務取締役 | 男性 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |
| 住 勝哉 | 取締役 | 男性 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 伊藤 善隆 | 取締役 | 男性 | ○ | ○ | | | | | | | ○ |
| 有原 邦夫 | 社外取締役 | 男性 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| 山口 恭正 | 取締役 (監査等委員) | 男性 | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 永野 卓美 | 社外取締役 (監査等委員) | 男性 | ○ | | | | | ○ | | | ○ |
| 芝池 勉 | 社外取締役 (監査等委員) | 男性 | ○ | | | | | ○ | | | ○ |
| 大槻 和子 | 社外取締役 (監査等委員) | 女性 | ○ | | | | | ○ | | | ○ |

(注1) 地位は、第2号議案が原案どおり承認可決された後の取締役会をもって正式に決定する予定であります。

(注2) 上記一覧表は、各取締役の有する全ての専門性や経験を表すものではありません。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続について

当社は、2008年5月14日に開催された取締役会において、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定められるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます）、及びかかる会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同条第3号口(2)）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入を全取締役の賛成により決定し、同年6月27日に開催された定時株主総会において、株主の皆様にご承認頂きました。その後、2011年6月28日に開催された定時株主総会、2014年6月26日に開催された定時株主総会、2017年6月28日に開催された定時株主総会、2020年6月25日に開催された定時株主総会及び2023年6月28日に開催された定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、それぞれ従来の内容を一部改訂した上で継続しております（2023年6月28日に開催された定時株主総会においてご承認頂いた対応方針を、以下「現対応方針」といいます）。現対応方針の有効期限が本定時株主総会後、最初に開催される取締役会の終了時点までとなっているところ、当社は、現対応方針策の導入・継続後の社会経済情勢の変化、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」及び東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」等の買収への対応方針に関する議論の進展等を踏まえ、現対応方針策の継続の是非や内容の見直し等について検討してまいりました。そして、2026年5月15日に開催された取締役会において、本定時株主総会で株主の皆様のご承認を得られることを条件として、現対応方針を継続することを決定いたしました（以下、新たに継続される対応方針を「新対応方針」といいます）。新対応方針の継続にあたり、基本的な内容に変更はございません。

本議案は、新対応方針について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

記

新対応方針は、①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、②特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為、及び、③上記①又は②の各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本文③において同じです）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注3）を樹立するあらゆる行為（注4）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り）（いずれも、当社取締役会がこれらに該当すると認めたものを含み、予め当社取締役会が同意したものを除きます）に対する対応について定めたものであり、以下においては、これらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行

う者を「大規模買付者」といいます。

新対応方針に関しましては、社外監査等委員3名を含む当社監査等委員4名全員からも、新対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、新対応方針に賛成する旨の意見表明がありました。

本議案におきましては、新対応方針につき、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から独立委員会に授権することを含め、株主の皆様からのご承認をいただきたく存じます。出席株主の皆様の過半数のご承認を得られた場合には、その後最初に開催される取締役会の終了時点から新対応方針の効力が発生することとなります。

なお、新対応方針で引用する法令の規定は、2026年5月15日現在施行されている規定を前提とするものであり、同日以後、法令の改正（法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます）があり、それらが施行された場合には、新対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとしします。

I 会社の支配に関する基本方針の内容について

1. 当社の企業理念及び経営方針

当社は、1900年（明治33年）4月、神戸市兵庫区において石原永壽堂として創業し、医薬品・工業薬品の卸小売業として営業を開始しました。1925年（大正14年）4月には合名会社石原永壽堂の設立により会社組織となり、さらに1939年（昭和14年）3月に株式会社石原永壽堂への改組、1946年（昭和21年）3月に石原薬品株式会社、2013年（平成25年）10月に石原ケミカル株式会社への商号変更を経て現在に至っております。このような120年以上にもわたる当社の歴史の中で、自己開発、商品開発、市場開発の「三つの開発」という企業理念が形成され、今日においても、かかる理念の下、株主、取引先、従業員をはじめとする当社関係者の信頼と期待に応え、持続可能な社会の実現に貢献していくことを当社の経営方針の基本としております。

当社はこのような当社の企業理念及び経営方針こそが当社の企業価値及び株主共同の利益の源泉に他ならないと考えております。

2. 基本方針の内容

当社は、当社株式を、1991年11月より大阪証券取引所へ上場しており、また、2011年3月より東京証券取引所へ上場し、株式を市場に公開しております。上場会社である以上、当社取締役会が、当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。当社取締役会といたしましては、1. 「当社の企業理念及び経営方針」で述べた当社の企業理念及び経営方針を背景に、研究開発への重点的な注力や中期的な経営基本戦略に基づく経営の推進等により、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指し、これによって株主の皆様は長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への投資を継続していただくために邁進いたしますが、大規模買付者が出現した場合、当該大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為又はこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を毀損するもの、大規模買付行為又はこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対して大規模買付行為又はこれに類する行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会の代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模買付行為に対しては、株主の皆様の事前の承認や、株主の皆様の意思決定に基づき、当社取締役会が、法令及び定款によって許容される限度において当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考え、これを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

II 基本方針の実現に資する取組みについて

当社では、以下のように、I 1. 「当社の企業理念及び経営方針」で述べた、当社の企業理念及び経営方針の下、中期的な経営基本戦略、CSR活動及びコーポレート・ガバナンスの強化への取組みから、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。これらの施策は、上記会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 当社の中期的な経営基本戦略等

当社は、創業以来、界面化学（気体・液体・固体などの物質と物質の境界面に関する物性現象の研究）の技術をコアとして、「表面の機能を創造する」ことを社会的使命とし、その実現に尽力してまいりました。さらに、化学的な技術に機械や電気などの物理的な技術を融合させ、科学領域にも進出しております。

当社は経営基本戦略として、次に掲げる4つの基本戦略を柱と位置づけ、経常利益の確保、ROE（自己資本利益率）・EPS（1株当たりの当期純利益）の向上等を通じた、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に全社をあげて邁進しております。

- (1) 新製品開発、新技術開発のため研究開発投資を積極的に行い、新製品を開発するとともに、隣接分野、新市場への参入により業容の拡大をはかっていきます。
- (2) 基礎となる3つの分野（電子関連分野・自動車用品分野・工業薬品分野）と4つの事業（電子関連分野における金属表面処理剤及び機器等、電子材料、自動車用化学製品等、工業薬品）をバランスよく展開し、各々の事業の収益力を高め、その総体として会社の業績の伸長をはかっていきます。
- (3) 自社製品比率を高め、売上総利益の拡大をはかり収益力の高い会社を目指します。
- (4) 電子材料関連分野を重点開発分野と位置づけ第5の事業を育成します。

さらに、当社は、当社がその事業により獲得した成果の配分の一環として、継続的な安定配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を実施するなど、当社株主の皆様への弾力的な還元策をはかっており、今後もかかる方針を堅持していきたいと考えております。

2. 当社のCSR（企業の社会的責任）活動とコーポレート・ガバナンスの強化への取り組み

当社は「表面の機能を創造する」ことを社会的使命とし、長期的な視野に立ち、社会に有用な価値を創造・提供し、持続可能な経済成長と豊かな未来に貢献すべく取り組んでおります。

また、持続可能な社会の実現に寄与するため、環境にやさしい製品の開発、市場投入をはじめとして、本社、東京支店、神戸工場及び琵琶湖を控えた滋賀工場において環境保全対策の充実をはかり、品質マネジメントシステムの国際規格である「ISO 9001」、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO 14001」の認証を取得し、これらをツールとして、品質及び環境に対する万全の維持管理並びに環境に配慮した企業活動を行い、地球環境保全への貢献もはかっております。

当社は効率的かつ健全な経営を可能にし、迅速な意思決定を行うことができる経営管理体制の充実と、経営の透明性の観点から経営のチェック機能の充実を重要な課題と考えており、その観点から、コンプライアンス・リスク管理委員会によるコンプライアンスの強化、公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的な対話等を通じて、適切なコーポレート・ガバナンスの構築・強化をはかっております。

Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、新対応方針を決定し、継続することを予定しております。

その具体的内容は以下のとおりです。

1. 大規模買付行為に関する基本的考え方

もとより、当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも少なくありません。そのような大規模買付行為に対しては、当社として、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上が妨げられるような事態が生ずることのないように、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような基本方針に基づき、予め何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。もっとも、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反する大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。

上記のように、大規模買付行為に対する最終的な判断が当社株主の皆様にご委ねられるべき場合において、これに対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様に必要な情報提供がなされ、かつ、熟慮に必要な十分な時間が与えられる必要があります。このような観点から、新対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行うこと、及び、当社株主の皆様のための熟慮に必要な時間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないことを求めることを基本としております。

なお、上記Ⅱ「基本方針の実現に資する取組みについて」で述べた当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みに鑑みれば、大規模買付者からのみならず、当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で、役立つものと考えられます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様がより適切な判断を下せるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の基本的な考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該ルールの違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができることといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性をはかることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的効果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。

また、2026年3月31日現在の当社の大株主の状況は、別紙1記載のとおりです。

2. 大規模買付ルールの目的と内容

(1) 大規模買付ルールの目的

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社の企業価値及び株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このよ

うな買付行為を受け入れるか否かの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報及び当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としております。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、下記4.「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」に定める対抗措置を講じることがあります。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、下記3.(2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い」に定めるように、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合には、対抗措置を発動できる状態にあるか否かに関して、独立委員会への諮問及び独立委員会からの勧告を経た上で、又は、株主総会のご承認をいただいた上で、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

これらの対抗措置により、結果的に大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

(2) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討等を行い、かつ、所定の期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、前述のとおり、①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、②特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為、及び、③当社の特定株主グループが、当社の他の株主との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為であっても、予め当社取締役会が同意したものについては、大規模買付行為には該当しませんが、(ア)当社取締役会による当該同意の前提となった事実関係に変動が生じたことにより、又は(イ)当該事

実が真実ではないことが当社取締役会により認識されたことにより、当社取締役会が当該同意を撤回した場合には、(7) の場合には当該同意の撤回時点から、(1) の場合には当初の買付行為等の時点から、当該買付行為等について、大規模買付行為に準じるものとして、本ルールが準用されることとします。なお、当社取締役会が当該同意を撤回するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、独立委員会の助言を得ることができることとします。

大規模買付ルールの内容は以下のとおりです。

① 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続の進行に関する客観性及び合理性を担保するため、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と考える方策を講じる場合において、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の常設機関として、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置します。独立委員会は、下記(ウ)記載のとおり、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについて勧告を行う場合がありますので、本定時株主総会に上程予定の新対応方針に係る議案において、大規模買付者又はその関連者による経営支配権の取得が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについて検討・判断する権限を株主総会から独立委員会に授権する旨を併せてご承認いただく予定としております。

かかる独立委員会の構成員数は3名以上5名以内とし、独立社外取締役（監査等委員である独立社外取締役を含みます。以下同様です）、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から、当社取締役会が選任するものとします。

当社は、2026年5月15日の取締役会において、新対応方針について株主の皆様のご承認を得られることを条件に、新対応方針の独立委員として3名を選任することを決議いたしました。なお、上記3名の略歴は、別紙2記載のとおりであります。

具体的には、独立委員会は、以下の役割を担います。

(7) 下記③「大規模買付情報の提供とその公表」に関して、大規模買付者から提供される情報が十分であるか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して助言を与えます。

- (イ) 下記④「取締役会検討期間の設定」に関して、取締役会検討期間を延長するか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して、延長の可否についての勧告を行います。
- (ロ) 下記3.(2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い」に関して、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められ、対抗措置を発動するか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会から諮問がなされた場合に、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行います。
- (ハ) 下記4.「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」に関して、当社取締役会から諮問がなされた場合には、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否かを当社取締役会が判断するにあたり、当社取締役会に対して、大規模買付ルールの違反の有無についての勧告を行います。
- (ニ) 下記6.(1)「大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等」に関して、当社取締役会が対抗措置の発動を中止するか否かを判断するにあたり、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を維持することが相当か否かについての勧告を行います。

なお、独立委員会の判断の適切性及び合理性を確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は定期的に委員会を開催し、中期的な経営戦略の進捗状況をはじめ、当社の経営状況について当社取締役から報告を受けることとします。

② 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を日本語で記載した表明書（以下「意向表明書」といいます）を提出していただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を、日本語で明示の上、代表者の記名押印及び代表者の資格証明書を添付していただきます。

③ 大規模買付情報の提供とその公表

当社がかかる意向表明書を受領した後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様
の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大規模買付
情報」といいます）のリスト（かかるリストは日本語によります）を大規模買付者に交付し、
速やかに当該リストに記載された情報を、日本語で提供していただくこととします。なお、独
立委員会の助言を得て、提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足してい
ると当社取締役会が判断した場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供して
いただくことがあります。大規模買付情報の項目は、以下のとおりです。

- (ア) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含
み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません）その他の構成員
並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます）の概要
（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名及び略歴、事業内容並びに当
社事業と同種の事業についての経験に関する情報等を含みます）
- (イ) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類・内容、買付けの時期、関
連する取引の仕組み、大規模買付行為完了後、当社が上場廃止となる見込みがある場合
にはその旨及びその理由、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性並びに過去の買収及び買付
行為の履歴等を含みます）
- (ロ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場
合にはその内容
- (ハ) 大規模買付行為にかかる買付けの対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方
法、算定に用いた数値情報及び買付け等にかかる一連の取引により生じることが予想され
るシナジーの額及びその算定根拠等を含みます）
- (ニ) 大規模買付行為にかかる買付けの資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含
みます。なお、実質的提供の判断にあたっては直接又は間接を問いません）の具体的名称そ
の他の概要、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- (ホ) 大規模買付行為の完了後に意図する当社の経営方針、事業計画（資金計画、投資計画、資
本政策、配当政策及び資産活用等）
- (ヘ) 当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用
施策及びその根拠
- (セ) 大規模買付行為完了後における当社の顧客、取引先、従業員、地域関係者その他の利害関
係者への対応方針
- (ゼ) その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様の判断のために適切と判断する時点で、当社株主の皆様に対して、その全部又は一部を公表するものとします。

また、独立委員会は必要に応じて、当社取締役会に対して、大規模買付者から提供された情報を提供するように要請することができ、当該要請のあった場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報を独立委員会に対して提供するものとします。

④ 取締役会検討期間の設定

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（上記以外の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。当社取締役会は、取締役会検討期間中、社外取締役、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、取締役会検討期間終了後速やかに、対抗措置を発動するか否かの判断を行い、その結果を公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、取締役会検討期間の開始を公表するものとします。また、当社取締役会が取締役会検討期間内に取締役会としての意見の取りまとめをできないことにつきやむを得ない事情がある場合、独立委員会に対して、取締役会検討期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その可否について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、取締役会検討期間を延長する旨及び延長期間を決定することができます。但し、取締役会検討期間の延長は、大規模買付者の提供した情報の評価・検討や、大規模買付者との交渉、代替案の立案等に必要と認められる範囲で、かつ、30日間を超えない範囲に限られるものとします。また、当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決定した場合、当社は決定された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を直ちに当社株主の皆様に公表いたします。

⑤ 大規模買付行為の不開始

大規模買付者は、取締役会検討期間が経過するまで、大規模買付行為を開始してはならないものとし、(但し、下記3.(4)「株主総会の開催」に定めるとおり、当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの判断にあたり、株主総会を開催してその判断に従うことを選択した場合は、株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始してはならないものとし、)。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を講じることができるものとし、。

3. 大規模買付ルールが遵守された場合

(1) 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対の意向であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案の提示により、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

(2) 大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められ、対抗措置を講じることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、適切と判断する時点において、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために、下記5.「対抗措置の具体的内容」に記載の相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下の①ないし⑩の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類・内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限られません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません）
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等）の毀損が予想される場合
- ⑧ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の中長期的な将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の中長期的な将来の企業価値と比べて向上しないと判断される場合
- ⑨ 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- ⑩ その他、①ないし⑨に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められるか否かの検討及び判断にあたって、当社取締役会は、当該大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、買付対価の価額・種類・内容等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を検討しますが、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が適切と判断する時点において、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授けられた独立委員会に対して、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められ、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かにつき諮問し、その勧告を最大限尊重するとともに、社外取締役全員の同意を得ることといたします。但し、当社取締役会が適切と判断した場合には、例外的に、独立委員会への諮問に代えて株主総会を招集し、対抗措置発動の要否について株主の皆様の意思を直接確認することもできるものとします。したがって、以上の①ないし⑩の類型に該当し対抗措置を講じることが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告又は株主総会における意思確認を経て決定されることとなります。

(3) 独立委員会への諮問

当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの検討にあたって独立委員会へ諮問することを選択した場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付者又はその関連者による経営支配権の取得が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行います。当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に著しく反すると認められるか否かの検討及び判断にあたり、その勧告を最大限尊重することといたします。

但し、独立委員会が、当該大規模買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益に著しく反すると認めるに至らず、対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行ったものの、当該独立委員会の勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することを理由として、当社取締役会がこれと異なる判断を行おうとする場合には、当社取締役会は株主総会を開催し、当該株主総会の判断に従うものといたします。かかる場合の株主総会は、下記(4)「株主総会の開催」の手続に沿って開催されます。

なお、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反するとは認められないと判断し、一旦、対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行った場合であっても、当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、又は当該事実が真実では

ないことが独立委員会に認識された結果、当該大規模買付行為が上記(2) ①ないし⑩のタイプのいずれかに該当するなど、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められると判断されるに至った場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる旨の勧告を改めて行うことを妨げられないものとします。

また、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められると判断し、一旦、対抗措置を発動することができる旨の勧告を行った場合であっても、(7) 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が実行されなかった場合、又は、(イ) 当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識された結果、当該大規模買付行為が上記(2) ①ないし⑩のタイプのいずれにも該当しないなど、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反するとは認められないと判断されるに至った場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の中止等の勧告を改めて行うことを妨げられないものとします。

(4) 株主総会の開催

当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの判断にあたって、株主総会を開催してその判断に従うことを選択した場合、当社取締役会は、速やかに、当社定款の定める公告方法に従って、当該株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するための基準日（以下「確認総会議決権基準日」といい、確認総会議決権基準日は、当該公告の日から30日以内の日とします）を設定し、確認総会議決権基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、株主総会において議決権を行使することのできる株主とします。

当社取締役会は、確認総会議決権基準日から可能な限り速やかに、当該株主総会を開催し、大規模買付行為に対する対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程いたします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものといたします。

なお、取締役会検討期間が終了した時点で、当社の定時株主総会の基準日が到来しており、その基準日に係る当社の定時株主総会についての招集通知が株主に送付されていない場合、もしくは、既に送付されていたとしても、当社取締役会が適切と判断した場合には、当社取締役会は、確認総会議決権基準日の公告を行わず、大規模買付行為に対する対抗措置の発動についての承認に関する議案を当該定時株主総会において上程できるものとします。

(5) 大規模買付行為の不開始

大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの判断にあたって、株主総会を開催してその判断に従うことを選択した場合は、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することができないものとします（但し、上記2. (2) ④「取締役会検討期間の設定」記載のとおり、取締役会検討期間が大規模買付行為の開始までに経過していることも必要となります）。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を講じることができるものといたします。

4. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、下記5. 「対抗措置の具体的内容」に記載の相当と認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。なお、大規模買付行為に対抗するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、上記3. 「大規模買付ルールが遵守された場合」に準じて、独立委員会へ諮問又は株主総会を開催することができることといたします。この場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告が行われた場合には、当該勧告を最大限尊重するものとし、また、株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議を遵守するものといたします。

5. 対抗措置の具体的内容

当社が、当社株主総会又は取締役会の決議を経て、新対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て、新株予約権の第三者割当てによる発行、新株の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置とし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとします。

こうした対抗措置により、大規模買付者を含む特定株主グループ及び特定株主グループに属する者になろうとする者に、株式の経済的価値の希釈化などの経済的損害、議決権割合の低下、議決権行使に関する不利益等を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

また、公開買付け制度を利用する大規模買付者は、不測の損害を被ることがないように、対抗措置が講じられた場合に公開買付けを撤回できるように処置する等、関係法令に従って予め所要の手当を講じておくように注意喚起をいたします。

なお、当社取締役会が具体的措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙3記載のとおりとします。また、当社株主総会がその決議により新株予約権の無償割当てを行う場合には別紙3記載の事項に必要な修正を加えた内容の新株予約権とすることができるものとします。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することで、当社株主の皆様が大規模買付行為への対応の熟慮に必要な情報及び時間を確保することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は、提供された十分な情報と時間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

したがいまして、大規模買付ルールの設定は、情報と時間が十分に提供されないままに株主及び投資家の皆様判断を強いられることを回避するものであって、当社の企業価値及び当社の株主の皆様の共同の利益に資するものであると考えております。

なお、対抗措置を発動する手続を開始した後に、当該対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至ったときは、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かつ、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ることにしますが、これらを考慮した結果として、当該対抗措置の発動を維持することが相当でない判断した場合には、当該対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の無償割当てを中止し、又はすでに割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。その場合には、当社株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。また、当社が新株予約権の無償割当て以外の方法による対抗措置を発動する手続を開始した後に当該対抗措置の発動を中止した場合にも、対抗措置が発動されることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合には、当社は、取締役会又は株主総会の決議を経て、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（当該大規模買付者を除きます）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。また、当社が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合に、当社株主の皆様において必要となる手続は特にありません。但し、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社が決定し公告する新株予約権無償割当ての基準日における最終の株主名簿に記載又は記録される必要があります。また、新株予約権の行使につきましては、新株を取得するために所定の期間内に所定の金額の払込みをしていただく必要があります。手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を無償割当てすることとなった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

7. 新対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更

新対応方針につきましては、本議案において、出席株主の皆様の過半数のご承認を得られなかった場合には、新対応方針の効力が発生することはありません。

株主の皆様からご承認をいただいた場合、新対応方針の有効期間は、2029年6月に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において新対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社の取締役会において新対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、新対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、新対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

また、当社は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて新対応方針を見直し、又は変更する場合があります。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他新対応方針に関連する法令若しくは金融商品取引所の規程の新設・改廃が行われ、かかる新

設・改廃を新対応方針に反映させることが適切である場合、又は誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合には、新対応方針の形式的若しくは技術的な修正又は変更を行うことができるものとします。

新対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切に当社株主の皆様に対して開示いたします。

IV 新対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

新対応方針は、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の原則、②株主意思の原則、③透明性の原則）を以下のとおり充足するとともに、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容も踏まえた内容となっており、高度な合理性を有していると同時に、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べた基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

① 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

新対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見や当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

② 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、本定時株主総会において、新対応方針を議案としてお諮りして株主の皆様の意思を確認させていただきこととし、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、新対応方針の効力が発生することはありません。そのため、新対応方針の消長及び内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

また、上記Ⅲ 3. (3)「独立委員会への諮問」のとおり、当社取締役会が独立委員会への諮問をした場合は、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授権された独立委員会が、その判断について当社取締役会に勧告するものであり、対抗措置の発動は、間接的に株主の皆様ご意思に依拠することになりますし、さらに、Ⅲ 3. (4)「株主総会の開催」のとおり、株主意思の確認手続として株主総会が開催される場合には、対抗措置の発動は、当社株主の皆様ご意思の直接の意思に依拠することになります。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、新対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために客観的かつ合理的な判断に基づき当社取締役会に対して勧告を行う諮問機関として、独立委員会を設置します。

また、独立委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の業務執行を行う経営陣との間に特別の利害関係を有していない独立社外取締役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から当社取締役会が選任しております。

④ 合理的な客観的発動要件の設定

新対応方針は、上記Ⅲ 3. (2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い」記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。

⑤ 取締役の恣意的判断防止のための措置

新対応方針においては、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守された場合の対抗措置の発動について対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授権された独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は株主総会の直接の意思を確認するように設定されております。このように、Ⅲ 3. (2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い」記載のとおり、対抗措置の発動は当社株主の皆様ご意思の直接又は間接の意思に基づきなされるものであり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 7. 「新対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更」に記載のとおり、新対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、新対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

注1：特定株主グループとは、（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）又は（ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

注3：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

注4：本文の③の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に行うものとします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

以 上

当社大株主の状況 (2026年3月31日現在)

| 株 主 名 | 当 社 へ の 出 資 状 況 | |
|---|-----------------|----------|
| | 持株数 (千株) | 出資比率 (%) |
| 石原ケミカル取引先持株会 | 1,180 | 8.6 |
| 株式会社日本カストディ 銀行 (信託口) | 1,071 | 7.8 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口) | 792 | 5.7 |
| 日本生命保険相互会社 | 758 | 5.5 |
| NOMURA CUSTODY NOMINEES LIMITED OMNIBUS-FULLY PAID (C A S H P B) | 712 | 5.2 |
| 株式会社三井住友銀行 | 673 | 4.9 |
| 大阪中小企業投資育成株式会社 | 419 | 3.0 |
| 山下 英 利 | 326 | 2.3 |
| 株式会社池田泉州銀行 | 320 | 2.3 |
| 株式会社みずほ銀行 | 296 | 2.1 |
| 合 計 | 6,550 | 47.9 |

(注) 出資比率は、自己株式を除いて計算しております。

独立委員会委員の氏名及び略歴

小原 望（おはら のぞむ）

1942年 1 月生まれ

1969年 4 月 弁護士登録

1979年11月 小原法律特許事務所所長（現 小原・古川法律特許事務所）（現任）

1994年 4 月 近畿弁護士連合会理事

1997年12月 日本弁護士連合会外国弁護士及び国際法律業務委員会委員長

2005年12月 日本仲裁人協会常務理事

2007年 1 月 国際法曹協会PPID理事

2016年12月 日本仲裁人協会副理事長

2018年 2 月 日本国際紛争解決センター理事

現在 弁護士

加登 豊（かと ゆたか）

1953年 8 月生まれ

1986年 4 月 大阪府立大学経済学部助教授

1988年 4 月 神戸大学経営学部助教授

1994年 4 月 神戸大学経営学部教授

1999年 4 月 神戸大学大学院経営学研究科教授

2010年 6 月 バンドー化学株式会社 取締役（独立役員）

2012年 4 月 同志社大学大学院ビジネス研究科教授

2013年 6 月 小野薬品工業株式会社 取締役（独立役員）

2022年 4 月 名古屋商科大学ビジネススクール特任教授

2024年 4 月 名古屋商科大学ビジネススクール教授（常勤）（現任）

芝池 勉 (しばいけ つとむ)

1953年 6 月生まれ

1976年11月 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所

1980年 3 月 公認会計士登録

1996年 6 月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 代表社員

2011年 4 月 西宮市包括外部監査人

2015年10月 芝池公認会計士事務所開設 (現任)

2016年 6 月 因幡電機産業株式会社社外取締役

2017年 6 月 石原ケミカル株式会社監査役

2019年 1 月 株式会社紫光技研監査役 (現任)

2020年 6 月 因幡電機産業株式会社社外取締役 (監査等委員)

2020年 7 月 公益財団法人信頼資本財団理事

2022年 2 月 公益財団法人G-7 奨学財団理事 (現任)

2022年12月 学校法人甲子園学院監事 (現任)

2023年 6 月 石原ケミカル株式会社 社外取締役 [監査等委員] (現任)

新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当て方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条及び第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という）において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く）1株につき、新株予約権無償割当て決議において当社が別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という）は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く）を控除した数を上限とする。

6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

9. 行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下同じ）に属する者又は特定株主グループに属する者になろうとする者（但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く）（以下「特定株主等」と総称する）ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10. 取得条項

- (1) 当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じること又は当社取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は特定株主等以外の株主（以下「一般株主」という）が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。
- (2) 前項における取得の対価は、原則として、一般株主が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。

11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

以 上

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いたものの、物価上昇や金利上昇、米国の通商政策動向に加え、中東情勢をはじめとした地政学的リスクの高まりなどにより、先行きは不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、高付加価値製品の開発に取り組むとともに、国内及び海外における営業活動を通じて、市場拡大に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高23,450百万円（前年比0.8%減）、営業利益3,841百万円（前年比13.0%増）、経常利益3,994百万円（前年比15.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,969百万円（前年比20.4%増）となりました。

セグメント別の業績の概要は、次のとおりであります。

<金属表面処理剤及び機器等>

金属表面処理剤については、生成AI向けなど一部の最先端半導体パッケージ向けが好調に推移した一方、車載、パソコン、スマートフォン向けの電子部品は底打ちの兆しは見られるものの、回復は緩やかなものにとどまりました。

また、化成処理液自動管理装置等については、顧客の大型投資案件による大口需要があったことから、前年を上回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、12,959百万円（前年比0.7%減）、営業利益は2,977百万円（前年比12.9%増）となりました。

<電子材料>

機能材料加工品については、半導体市況が伸長傾向にある中、半導体製造装置向けセラミックス及びエンプラの売上は前年を上回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、925百万円（前年比10.8%増）、営業利益は44百万円（前年比508.5%増）となりました。

<自動車用化学製品等>

エアコン洗浄剤、車室内消臭抗菌剤及びコーティング剤については、取組カーディーラーの拡大を図ったことにより、売上は前年を上回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、3,878百万円（前年比4.7%増）、営業利益は935百万円（前年比11.8%増）となりました。

<工業薬品>

工業薬品については、主力の鉄鋼業界向けにおいて、鋼材需要の低下による生産量の減少や設備トラブルの影響を受け、売上は前年を下回りました。また、昨年好調であった化学会社向け触媒については、交換サイクルの影響により、今年度は受注量が減少しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、5,686百万円（前年比5.8%減）、営業利益は216百万円（前年比14.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、668百万円で主なものは台湾支店生産設備の新設、および本社研究用開発機器の増強等であります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第85期 (2023年3月期) | 第86期 (2024年3月期) | 第87期 (2025年3月期) | 第88期 (当連結会計年度) (2026年3月期) |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(百万円) | 20,345 | 20,705 | 23,630 | 23,450 |
| 経常利益(百万円) | 2,258 | 2,457 | 3,456 | 3,994 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円) | 1,684 | 1,906 | 2,465 | 2,969 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 110.32 | 127.56 | 173.43 | 217.33 |
| 総資産(百万円) | 26,505 | 27,917 | 26,997 | 30,009 |
| 純資産(百万円) | 21,900 | 23,106 | 21,899 | 24,726 |
| 1株当たり純資産額(円) | 1,447.11 | 1,548.03 | 1,603.46 | 1,809.40 |

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第85期 (2023年3月期) | 第86期 (2024年3月期) | 第87期 (2025年3月期) | 第88期 (当事業年度) (2026年3月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円) | 19,028 | 19,674 | 22,362 | 22,552 |
| 経常利益(百万円) | 2,309 | 2,491 | 3,444 | 4,091 |
| 当期純利益(百万円) | 1,755 | 1,940 | 2,459 | 3,086 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 114.96 | 129.82 | 172.99 | 225.87 |
| 総資産(百万円) | 26,058 | 27,569 | 26,566 | 29,658 |
| 純資産(百万円) | 21,921 | 23,152 | 21,918 | 24,800 |
| 1株当たり純資産額(円) | 1,448.51 | 1,551.13 | 1,604.86 | 1,814.81 |

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|------------|----------|------------------------|
| 石原化美(上海)商貿有限公司 | 1,600万人民幣元 | 100% | 金属表面処理剤・自動車用化学製品等の販売 |
| 石原化美(上海)科技有限公司 | 500万米ドル | 100% | 電子関連用化学製品の製造・販売 |
| キザイ株式会社 | 44,000千円 | 100% | 金属及び合成樹脂の表面処理薬品等の製造、販売 |

(注) 2025年9月1日付で石原化美(上海)科技有限公司を設立し、同社を連結子会社といたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、中長期経営方針及び中期経営計画に掲げる主力事業課題及び重点テーマを対処すべき課題とし、企業価値向上に向けて取り組んでおります。

① 中長期経営方針

「成長路線の創造」

自己開発、商品開発、市場開発の「三つの開発」を企業理念とし、ニッチ市場といわれる事業分野で高い市場占有率を維持し、基幹となる三つの分野で四つの事業を展開する事を基本とし、世界に通用する製品、技術、サービスを創造駆使し、グローバルに社会課題を解決し持続可能な社会の実現に貢献して、更なる成長をはかります。

② 重点課題

- イ. 隣接分野、新地域への参入によりプラスアルファ売上を創造します。
 - ロ. 電子部品業界等において、ハイエンド半導体用めっき液等の付加価値の高い製品を市場投入し、市場を拡大していくことにより、高付加価値製品の売上及び売上総利益の増加をはかります。
 - ハ. カーディーラーにおいて、エアコンクリーナーの更なる拡販に加え、新製品を導入・拡販することにより、市場拡大をはかります。
- 二. 第5の事業の柱として、導電性銅ナノインク等金属ナノ粒子の新規電子材料の事業化を加速し、先端電子材料市場への参入、市場拡大をはかります。
- ホ. 中国現地法人、台湾支店、その他海外拠点の機能を高め、事業のグローバル化をはかります。

株主の皆様のご協力を厚くお礼を申し上げますとともに、今後のご支援とご理解を賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

| 区 分 | 主 要 品 目 |
|--------------|---|
| 金属表面処理剤及び機器等 | 錫及びハンダめっき液、化成処理液自動管理装置等 |
| 電 子 材 料 | 電子材料、セラミックス、エンジニアリングプラスチック等 |
| 自動車用化学製品等 | つや出し剤、塗装補修コンパウンド、洗浄剤、消臭・除菌剤、溶接スパッター付着防止剤等 |
| 工 業 薬 品 | 酸、アルカリ、触媒、無機化合物等 |

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------|-----------|
| 本 社 | 兵庫県神戸市兵庫区 |
| 東 京 支 店 | 東京都台東区 |
| 滋 賀 工 場 | 滋賀県高島市今津町 |
| 神 戸 工 場 | 兵庫県神戸市西区 |
| 台 湾 支 店 | 台湾 新竹縣湖口郷 |

② 子会社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------------------|----------------|
| 石原化美（上海） 商 貿 有 限 公 司 | 中華人民共和国 上海市長寧区 |
| 石原化美（上海） 科 技 有 限 公 司 | 中華人民共和国 上海市奉賢区 |
| キザイ株式会社 | 東京都中央区 |

(9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|------------|-------------|
| 金属表面処理剤及び機器等事業 | 205 (31) 名 | 11名増 (3名減) |
| 電子材料事業 | 17 (3) 名 | 1名増 (2名減) |
| 自動車用化学製品等事業 | 48 (5) 名 | 2名増 (1名減) |
| 工業薬品事業 | 12 (1) 名 | 2名減 (―) |
| 全社 (共通) | 10 (―) 名 | ― (―) |
| 合 計 | 292 (40) 名 | 12名増 (6名減) |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定セグメントに区分できない研究開発部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|--------|--------|
| 243(30)名 | 10名増(5名減) | 38.89歳 | 12.44年 |

- (注) 1. 使用人数は、就業員数であります。
2. 使用人数の (外書) は、臨時従業員の年間平均雇用員数であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 31,300,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,153,680株 |
| ③ 株主数 | 4,454名 |
| ④ 1単元の株式の数 | 100株 |
| ⑤ 大株主 (上位10名) | |

| 株 主 名 | 持 株 数 千株 | 持 株 比 率 % |
|--|-------------|--------------|
| 石 原 ケ ミ カ ル 取 引 先 持 株 会 | 1,180 | 8.6 |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口) | 1,071 | 7.8 |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口) | 792 | 5.7 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 758 | 5.5 |
| NOMURA CUSTODY NOMINEES LIMITED OMNIBUS - FULLY PAID(CASHPB) | 712 | 5.2 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 673 | 4.9 |
| 大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社 | 419 | 3.0 |
| 山 下 英 利 | 326 | 2.3 |
| 株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行 | 320 | 2.3 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 296 | 2.1 |

(注) 持株比率は自己株式 (1,488,097株) を除いて計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2023年6月28日開催の第85回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2025年7月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月22日付で取締役 (監査等委員および社外取締役を除く。) 6名に対し自己株式8,100株の処分を行っております。

| | 株 式 数 | 交 付 対 象 者 数 |
|-------------------------|--------|-------------|
| 取締役 (監査等委員および社外取締役を除く。) | 8,100株 | 6名 |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2.(2) ④ 取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

| 役 職 名 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|--------------------|---------|---|
| 代 表 取 締 役 長 | 藤 本 昭 彦 | 営業本部長 |
| 常 務 取 締 役 | 内 田 衛 | キザイ株式会社 代表取締役社長 |
| 常 務 取 締 役 | 谷 田 豊 | 生産本部長 兼 滋賀工場長 兼 石原化美(上海)科 技有限公司 董事長 兼 総経理 |
| 取 締 役 | 伊 内 祥 哉 | 開発本部長 兼 第二研究部長 兼 石原化美(上海)商貿有限公司 董事長 兼 石原化美(上海)科技有限公司 董事 |
| 取 締 役 | 住 勝 哉 | 管理本部長 兼 経理部長 兼 I R 室長 兼 石原化美(上海)商貿有限公司 監事 兼 石原化美(上海)科技有限公司 監事 |
| 取 締 役 | 伊 藤 善 隆 | 営業本部副本部長 兼 第五営業部長 |
| 取 締 役 | 有 原 邦 夫 | 株式会社アリハラマネジメント 代表取締役社長 |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 山 口 恭 正 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 永 野 卓 美 | 税理士法人はやぶさ 会長社員税理士 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 芝 池 勉 | 芝池公認会計士事務所 公認会計士 学校法人甲子園学院 監事 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 大 槻 和 子 | 今岡公認会計士・税理士事務所 公認会計士 サカタイムス株式会社 社外取締役 上新電機株式会社 社外取締役監査等委員 |

- (注) 1. 取締役有原邦夫氏並びに取締役(監査等委員)永野卓美氏、芝池勉氏及び大槻和子氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)永野卓美氏は、税理士資格を有し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 取締役(監査等委員)芝池勉氏及び大槻和子氏は、公認会計士資格を有し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために山口恭正氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役有原邦夫氏並びに取締役(監査等委員)永野卓美氏、芝池勉氏及び大槻和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役有原邦夫氏及び監査等委員である各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員、管理職従業員、退任役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその業務遂行に起因して、株主や会社、従業員、取引先や競合他社等の第三者から、損害賠償請求を提訴された場合に被る役員個人の経済的損害（損害賠償金や争訟費用）を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役報酬の基本方針

当社の取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役）の報酬については、各事業年度および中長期にわたる企業価値の向上並びに持続的な成長へのインセンティブとして有効に機能し、各取締役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針といたします。

当社の取締役の報酬は、基本報酬としての月額報酬（定期同額給与）、各年度の企業業績に連動する業績連動報酬としての取締役賞与（利益連動給与）、そして非金銭報酬（譲渡制限付株式）によって構成し、株主総会で決定された取締役の報酬等の上限額の範囲内で支給いたします。

なお、社外取締役については、高い独立性の確保の観点から、月額報酬のみを支給することといたします。

また、取締役会は、取締役の報酬決定等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役3名以上かつそのうち半数以上の独立社外取締役で構成された報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬（以下、「月額報酬（定期同額給与）」という）とし、世間水準、経営内容、会社業績、過去の支払い実績、従業員報酬の最高額などを考慮しながら、各取締役の役位及び個人の成果に応じて決定いたします。

ハ. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、各事業年度の企業業績に連動する報酬として、各事業年度の利益を指標として次の算式により支給額を決定し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対し、取締役賞与（以下、「利益連動給与」という）として支給いたしま

す。支払時期については、法令に定める期間内の範囲で報酬委員会の審議を経て取締役会において決定いたします。

- ① 利益連動給与支給額＝取締役月額報酬額×利益連動給与支給月数
なお、限度額は総額70百万円とする。
- ② 利益連動給与支給月数は、当該年度の連結ベースの利益連動給与算入前税金等調整前当期純利益（以下、Xとする。）と前年度の連結ベースの利益連動給与算入前税金等調整前当期純利益（以下、Yとする。）により算定した下記のテーブルに従い決定いたします。当該指標を採用した理由は、利益連動給与支給額の変動影響を除外した税金等調整前当期純利益が、会社業績の判断指標として適切であると考えられるためであります。なお、業績に大幅な変動があった事業年度の翌期には判定基準の見直しを行います。

《利益連動給与支給月数決定テーブル》

| 判定基準 | 支給月数 |
|--------------------------|------|
| $1.05 Y < X$ | 4ヶ月 |
| $1.00 Y < X \leq 1.05 Y$ | 3ヶ月 |
| $0.70 Y < X \leq 1.00 Y$ | 2ヶ月 |
| $2億円 < X \leq 0.70 Y$ | 1ヶ月 |

※利益連動給与支給額の変動影響を除外した税金等調整前当期純利益が、会社業績の判断指標として適切であるとの判断のもと、当該利益を指標としています。

- 二. 非金銭報酬（譲渡制限付株式）の決定に関する方針
当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主との価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式を割当てることといたします。支給時期、配分等については、報酬委員会の審議を経て取締役会において決定いたします。
- ホ. 金銭報酬等の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の報酬については、取締役報酬の基本方針に基づき、報酬委員会に諮問のうえ取締役会で決定いたします。
業務執行取締役の金銭報酬等については、利益連動給与の支給月数が4ヶ月となった場合、月額報酬（定期同額給与）の年額（12ヶ月分）と利益連動給与の比率が概ね3：1となり、非金銭報酬（譲渡制限付株式）については、固定報酬の概ね10%から20%に相当する譲渡制限付株式を割当てることといたします。
- ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
各取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会で決定いたします。ただし、取締役会は、同決定を代表取締役社長に委任することがあります。代表取締役社長は、当該権限が適切に行使されるよう、報酬委員会の審議を経て決定いたします。

ト. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|----------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役) | 千円 180,570 (4,560) | 千円 126,660 (4,560) | 千円 37,200 (—) | 千円 16,710 (—) | 名 11 (1) |
| 取締役(監査等委員) (うち社外取締役) | 24,000 (12,600) | 24,000 (12,600) | — (—) | — (—) | 5 (3) |
| 合 計 | 204,570 | 150,660 | 37,200 | 16,710 | 16 |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬限度額は、2023年6月28日開催の第85回定時株主総会決議により定められたもので、年額230,000千円以内(うち社外取締役分は年額20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)であります。当該株主総会終了時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は8名(うち社外取締役1名)であります。取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第85回定時株主総会決議により定められたもので、年額30,000千円以内であります。当該株主総会終了時点での員数は4名(うち社外取締役3名)であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2023年6月28日開催の第85回定時株主総会において、株式報酬の額として年額40,000千円以内、株式数の上限を年5万株以内(監査等委員である取締役および社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終了時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)の員数は7名です。

3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、利益連動給与算入前税金等調整前当期純利益であり、その実績は4,283,998千円であります。当該指標を選択した理由は、利益連動給与と支給額の変動影響を除外した税金等調整前当期純利益が会社業績の判断指標として適切であると考えられるためであります。当社の業績連動報酬は、利益連動給与算入前税金等調整前当期純利益の対前年度増減率に連動する支給算式に基づいて算定されております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「二. 非金銭報酬(譲渡制限付株式)の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役会は、代表取締役社長藤本昭彦氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、会社業績や各取締役の役割責任、貢献度などを勘案して決定するには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、決定にあたっては、事前に報酬委員会に諮り、協議を経たうえで最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。
6. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。

チ. 取締役の報酬等の方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の方針については、2025年6月19日開催の報酬委員会において審議され、同審議結果を踏まえ、2025年6月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

リ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2013年6月26日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し25,000千円の役員退職慰労金を支給しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役有原邦夫氏は、株式会社アリハラマネジメントの代表取締役社長であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）永野卓美氏は、税理士法人はやぶさ 会長社員税理士であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）芝池勉氏は、芝池公認会計士事務所 公認会計士、学校法人甲子園学院監事であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）大槻和子氏は、今岡公認会計士・税理士事務所 公認会計士、サカティンクス株式会社 社外取締役、上新電機株式会社 社外取締役監査等委員であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動

- ・取締役有原邦夫氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、経営コンサルタントとしての幅広い見識や豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・取締役（監査等委員）永野卓美氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査等委員会13回のうち12回に出席し、主に税理士としての専門的見地から財務・会計、その他経営全般について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・取締役（監査等委員）芝池勉氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から財務・

会計、その他経営全般について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・取締役（監査等委員）大槻和子氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から財務・会計、その他経営全般について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(3) 会計監査人の状況

- ① 監査法人の名称： 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|--------|
| | 千円 |
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 36,800 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,800 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社である石原化美（上海）商貿有限公司及び石原化美（上海）科技有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 20,616,600 | 流 動 負 債 | 4,231,183 |
| 現金及び預金 | 9,168,782 | 支払手形及び買掛金 | 1,929,824 |
| 受取手形 | 10,613 | 電子記録債務 | 800,855 |
| 売掛金 | 4,667,556 | 未払法人税等 | 738,145 |
| 電子記録債権 | 828,322 | 賞与引当金 | 238,422 |
| 有価証券 | 3,375,940 | 役員賞与引当金 | 37,200 |
| 商品及び製品 | 1,171,971 | その他 | 486,736 |
| 仕掛品 | 278,338 | 固 定 負 債 | 1,051,655 |
| 原材料及び貯蔵品 | 937,772 | 繰延税金負債 | 679,246 |
| その他 | 177,303 | 退職給付に係る負債 | 57,162 |
| 固 定 資 産 | 9,392,778 | 資産除去債務 | 69,981 |
| 有 形 固 定 資 産 | 5,764,687 | その他 | 245,265 |
| 建物及び構築物 | 2,835,982 | 負 債 合 計 | 5,282,839 |
| 機械装置及び運搬具 | 340,347 | 純 資 産 の 部 | |
| 土地 | 1,839,313 | 株 主 資 本 | 23,565,697 |
| リース資産 | 13,849 | 資 本 金 | 1,980,874 |
| 建設仮勘定 | 315,524 | 資 本 剰 余 金 | 2,259,102 |
| その他 | 419,669 | 利 益 剰 余 金 | 21,619,100 |
| 無 形 固 定 資 産 | 235,173 | 自 己 株 式 | △ 2,293,379 |
| ソフトウェア | 235,110 | その他の包括利益累計額 | 1,160,842 |
| その他 | 63 | その他有価証券評価差額金 | 1,068,547 |
| 投資その他の資産 | 3,392,917 | 為替換算調整勘定 | 92,294 |
| 投資有価証券 | 2,428,425 | 純 資 産 合 計 | 24,726,539 |
| 退職給付に係る資産 | 470,703 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 30,009,379 |
| その他 | 499,038 | | |
| 貸倒引当金 | △ 5,250 | | |
| 資 産 合 計 | 30,009,379 | | |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 23,450,309 |
| 売上原価 | 14,829,225 |
| 売上総利益 | 8,621,084 |
| 販売費及び一般管理費 | 4,779,458 |
| 営業利益 | 3,841,625 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 7,035 |
| その他 | 169,401 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 2,278 |
| その他 | 21,275 |
| 経常利益 | 3,994,509 |
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | 263 |
| 投資有価証券売却益 | 160,056 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 2,750 |
| 税金等調整前当期純利益 | 4,152,078 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,172,466 |
| 法人税等調整額 | 10,316 |
| 当期純利益 | 2,969,296 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | — |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,969,296 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-------------------|------------------------|--------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 18,408,532 | 流 動 負 債 | 4,205,184 |
| 現金及び預金 | 6,934,870 | 電子記録債権 | 800,855 |
| 受取手形 | 4,881 | 買掛金 | 1,989,985 |
| 電子記録債権 | 772,960 | リース債権 | 3,828 |
| 売掛金 | 4,910,824 | 未払金 | 237,884 |
| 有価証券 | 3,375,940 | 未払法人税等 | 720,077 |
| 商品及び製品 | 1,095,810 | 未払費用 | 32,735 |
| 仕掛品 | 278,338 | 前受金 | 18,909 |
| 原材料及び貯蔵品 | 863,224 | 預り金 | 32,624 |
| 前払費用 | 35,799 | 賞与引当金 | 212,000 |
| その他 | 135,883 | 役員賞与引当金 | 37,200 |
| 固 定 資 産 | 11,249,697 | その他 | 119,083 |
| 有形固定資産 | 4,733,049 | 固 定 負 債 | 652,568 |
| 建物 | 2,682,853 | リース債権 | 11,163 |
| 構築物 | 137,011 | 繰延税金負債 | 499,289 |
| 機械及び装置 | 324,909 | 資産除去債務 | 69,981 |
| 車両運搬具 | 137 | その他 | 72,133 |
| 工具、器具及び備品 | 231,086 | 負 債 合 計 | 4,857,753 |
| 土地 | 1,027,677 | 純 資 産 の 部 | |
| リース資産 | 13,849 | 株 主 資 本 | 23,731,929 |
| 建設仮勘定 | 315,524 | 資本金 | 1,980,874 |
| 無形固定資産 | 235,124 | 資本剰余金 | 2,259,102 |
| ソフトウェア | 235,061 | 資本準備金 | 2,254,875 |
| その他 | 63 | その他資本剰余金 | 4,227 |
| 投資その他の資産 | 6,281,522 | 利 益 剰 余 金 | 21,785,332 |
| 投資有価証券 | 2,428,425 | 利益準備金 | 180,076 |
| 出資金 | 1,130 | その他利益剰余金 | 21,605,256 |
| 関係会社出資金 | 782,233 | 別途積立金 | 18,504,706 |
| 関係会社株式 | 2,138,089 | 繰越利益剰余金 | 3,100,550 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 186 | 自 己 株 式 | △ 2,293,379 |
| 長期前払費用 | 12,545 | 評価・換算差額等 | 1,068,547 |
| 前払年金費用 | 470,703 | その他有価証券評価差額金 | 1,068,547 |
| その他の他 | 453,458 | 純 資 産 合 計 | 24,800,476 |
| 貸倒引当金 | △ 5,250 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 29,658,229 |
| 資 産 合 計 | 29,658,229 | | |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-----------|------------|
| 売上高 | | 22,552,573 |
| 売上原価 | | 14,360,804 |
| 売上総利益 | | 8,191,768 |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,256,554 |
| 営業利益 | | 3,935,214 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,397 | |
| 有価証券利息 | 5,067 | |
| その他 | 170,848 | 177,313 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 262 | |
| 保険解約損 | 17,840 | |
| その他 | 3,393 | 21,496 |
| 経常利益 | | 4,091,032 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 263 | |
| 投資有価証券売却益 | 160,056 | 160,319 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 2,750 | 2,750 |
| 税引前当期純利益 | | 4,248,601 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,153,273 | |
| 法人税等調整額 | 9,318 | 1,162,591 |
| 当期純利益 | | 3,086,009 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

石原ケミカル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

| | |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 城 卓 男 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 村 上 育 史 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石原ケミカル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石原ケミカル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

石原ケミカル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 上 育 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石原ケミカル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と随時意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

石原ケミカル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山 口 恭 正 ㊟

監査等委員 永 野 卓 美 ㊟

監査等委員 芝 池 勉 ㊟

監査等委員 大 槻 和 子 ㊟

(注) 監査等委員 永野卓美、芝池勉及び大槻和子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

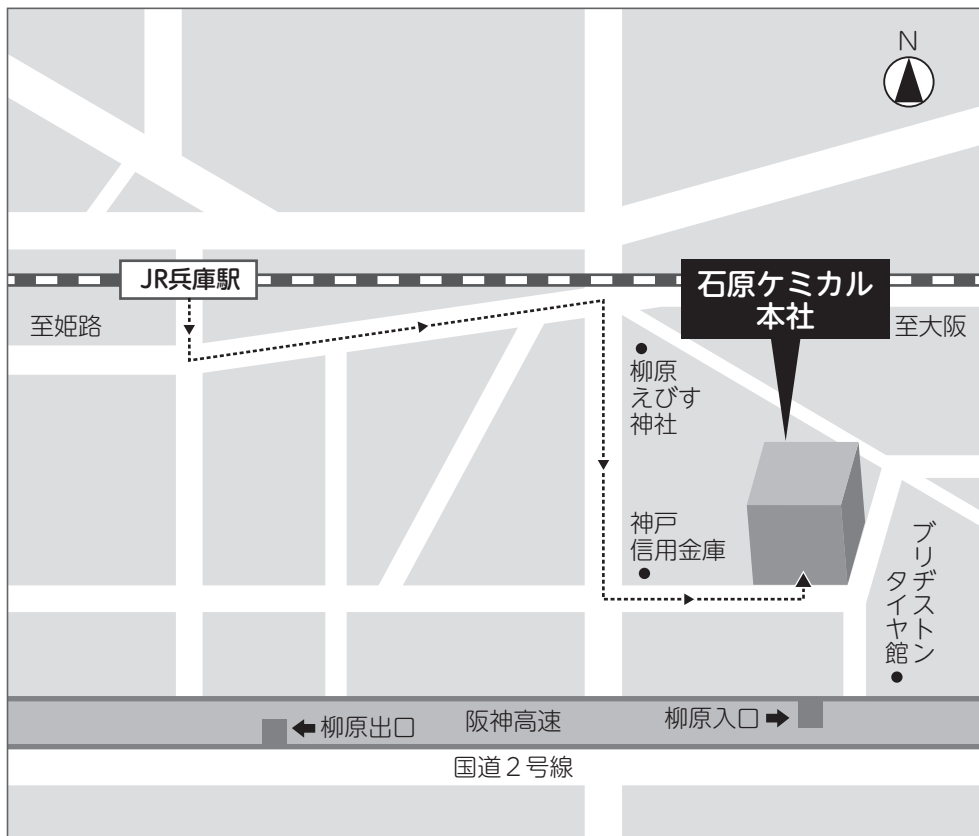
株主総会会場ご案内図

会場

〒652-0806 神戸市兵庫区西柳原町5番26号

当社本社 5階会議室

TEL 078 (681) 4801 (代表)



交通 JR神戸線兵庫駅下車 徒歩約5分

本株主総会ではお土産のご用意はございませんので、
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

石原ケミカル株式会社

UD
FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。